別紙

「臓器の移植に関する法律」の運用に関する指針（ガイドライン）　新旧対照表

（改正点は下線部）

改　正　後	改　正　前
第１　臓器提供に係る意思表示等に関する事項 （略） 意思表示を有効なものとして取り扱う１５歳以上の者であって、知的障害者等の臓器提供に関する有効な意思表示が困難となる障害を有する者であることが判明した場合においては、当面、当該者からの臓器摘出は見合わせること。なお、有効な意思表示が困難となる障害を有する者であることの確認は主治医等から家族等に対する病状や治療方針の説明の中で行うこととし、当該者の意思表示等の取扱いは今後さらに検討すべきものであることとする。	第１　臓器提供に係る意思表示等に関する事項 （略） 知的障害者等の臓器提供に関する有効な意思表示が困難となる障害を有する者については、その意思表示等の取扱いについて、今後さらに検討すべきものであることから、主治医等が家族等に対して病状や治療方針の説明を行う中で、患者が知的障害者等の臓器提供に関する有効な意思表示が困難となる障害を有する者であることが判明した場合においては、年齢にかかわらず、当面、その者からの臓器摘出は見合わせること。
第５　虐待を受けた児童への対応等に関する事項 （略） このため、脳死・心臓死の区別にかかわらず、児童（１８歳未満の者をいう。以下同じ。）からの臓器提供については、以下のとおりとし、通常の診療の過程において、院内体制の下で児童虐待の防止等に関する法律（平成１２年法律第８２号。）第６条第１項の規定による通告（以下単に「通告」という。）を行わない場合は、臓器の摘出を行って差し支えないこと。 １　（略）	第５　虐待を受けた児童への対応等に関する事項 （略） このため、脳死・心臓死の区別にかかわらず、児童（１８歳未満の者をいう。以下同じ。）からの臓器提供については、以下のとおりとし、虐待が行われた疑いがある児童が死亡した場合には、臓器の摘出は行わないこと。 １　（略）

２　虐待が行われた疑いの有無の確認について	２　虐待が行われた疑いの有無の確認について
（１）　（略）	（１）　（略）
（２）　この結果、当該児童について虐待が行われた疑いがあると判断した場合には、児童からの臓器提供を行う施設は、児童相談所等へ通告するとともに、警察署へ連絡するなど関係機関と連携し、院内体制の下で当該児童への虐待対応を継続することとした上、臓器の摘出は行わないこと。	（２）　この結果、当該児童について虐待が行われた疑いがあると判断した場合には、児童からの臓器提供を行う施設は、児童虐待の防止等に関する法律（平成１２年法律第８２号）第６条第１項の規定により児童相談所等へ通告するとともに、警察署へ連絡するなど関係機関と連携し、院内体制の下で当該児童への虐待対応を継続すること。
（３）　また、通告を行わない場合であって、市区町村、都道府県の設置する福祉事務所又は児童相談所が当該時点において虐待として介入していない場合には、院内倫理委員会等の確認のもとに臓器の摘出を行って差し支えないこと。	（新設）
（４）　なお、通告の後、医学的理由等により当該児童について虐待が行われたとの疑いが否定された場合については、その旨を関係機関に連絡した上で、市区町村、都道府県の設置する福祉事務所又は児童相談所が当該時点において虐待として介入していないことが確認できた場合には 、院内倫理委員会等の確認の下に臓器の摘出を行って差し支えないこと。	（３）　なお、その後、医学的理由により当該児童について虐待が行われたとの疑いが否定された場合についても、その旨を関係機関に連絡した上で、当該児童への虐待対応の継続の要否について検討すること。
第６　脳死した者の身体から臓器を摘出する場合の脳死判定を行うまでの標準的な手順に関する事項	第６　脳死した者の身体から臓器を摘出する場合の脳死判定を行うまでの標準的な手順に関する事項
１　主治医等	１　主治医等

（１）主治医等が、患者の状態について、法に規定する脳死判定を行ったとしたならば、脳死とされうる状態にあると判断した場合（臓器の移植に関する法律施行規則（平成９年厚生省令第７８号。以下「施行規則」という。）第２条第１項に該当すると認められる者（同項各号のいずれかに該当する者を除く。）について、同条第２項各号の項目のうち第１号から第４号までの項目のいずれもが確認された場合。なお、その具体的検査方法について特段の定めはなく、各臓器提供施設において治療方針の決定等のために行われる一般の脳死判定と同様の取扱いで差し支えない。）以後において、家族等の脳死についての理解の状況等を踏まえ、臓器提供の機会があること、及び承諾に係る手続に際しては主治医以外の者（臓器移植ネットワーク等の臓器のあっせんに係る連絡調整を行う者（以下「コーディネーター」という。））による説明があることを口頭又は書面により告げること。 （略） （２）・（３）　（略） ２・３　（略）	（１）主治医等が、患者の状態について、法に規定する脳死判定を行ったとしたならば、脳死とされうる状態にあると判断した場合（臓器の移植に関する法律施行規則（平成９年厚生省令第７８号。以下「施行規則」という。）第２条第１項に該当すると認められる者（同項各号のいずれかに該当する者を除く。）について、同条第２項各号の項目のうち第１号から第４号までの項目のいずれもが確認された場合。）以後において、家族等の脳死についての理解の状況等を踏まえ、臓器提供の機会があること、及び承諾に係る手続に際しては主治医以外の者（臓器移植ネットワーク等の臓器のあっせんに係る連絡調整を行う者（以下「コーディネーター」という。））による説明があることを口頭又は書面により告げること。 （略） （２）・（３）　（略） ２・３　（略）
第８　臓器摘出に係る脳死判定に関する事項 １　脳死判定の方法 （略） （１）～（５）　（略）	第８　臓器摘出に係る脳死判定に関する事項 １　脳死判定の方法 （略） （１）～（５）　（略）

（６）その他 脳低温療法については、脳卒中や頭部外傷等の脳障害の患者に対する治療法の一つであるが、脳死した者を蘇生させる治療法ではないこと。 （略） ２・３　（略）	（６）その他 いわゆる脳低温療法については、脳卒中や頭部外傷等の脳障害の患者に対する新しい治療法の一つであり、脳死した者を蘇生させる治療法ではないこと。 （略） ２・３　（略）